

料金後納
郵便

親展



年末調整・確定申告で必要となる大切なお知らせです。

重要 社会保険料 控除証明書
(国民年金保険料)

開封前に宛名をもう一度ご確認ください。
他人宛ての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず
「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

宛先不明の場合の返送先

〒

→社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

令和8年中(令和8年1月1日から令和8年9月30日まで)に納付された
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令 和 8 年 1 0 月 1 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長



【令和8年中の納付済保険料額】

社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告する方へ

- 「③合計額」を申告してください。
「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」または
「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、
本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和8年中に納付した月を示しています。
「見」は令和8年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方
は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、
翌年分の控除対象です。

令和8年1月1日から令和8年9月30日まで
に納付した保険料額です。

以下の場合には表示されません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和9年3月または令和10年3月までの
保険料を前納している場合
・令和8年4月から令和8年8月分の保険料
に未納期間がある場合（口座振替または
クレジット納付の方を除く） など



※上のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の方（父母・養父母）は、国民年金保険料の納付が免除されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

二次元
コード

控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。
右の二次元コードよりご利用ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/koujo2026.html>

控除証明書相談チャット（お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するサービス）を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

ナビタイル®

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料定額プランの対象外です。

受付時間

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は
ご利用いただけません。

日本年金機構が電話・メール・訪問等で、預貯金額、口座番号、職業や家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。

ゆっくりと、両面をはがしてご覧ください。
濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。 2610 1034 004 N

二次元
コード

二次元
コード

二次元
コード

生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、本証明書または領収証書の添付等が義務づけられています。

※令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合は、本証明書または領収証書の内容を記載した明細書で代用することができます（年末調整の際は代用できません）。
なお、確定申告については国税庁ホームページをご確認ください。

マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をすると、令和9年分以後、控除証明書を電子データで受け取ることができます。

なお、令和8年分の電子データが必要な場合は、ねんきんネット
を利用し、電子データの発行を申請してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html

二次元
コード

あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な場合は再発行ができます。

ねんきんネットを利用すると簡単に再発行申請ができます。右の二次元コードよりご利用ください。
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/

二次元
コード

令和8年中(令和8年1月1日から令和8年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

(令和8年9月30日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
-------	------------	---

②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
------	----------------------------------	---

③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円
------	------------------------------	---

[illegible]